

## 加西市播磨国風土記1300年祭地域活動支援事業助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、加西市播磨国風土記1300年祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、加西市の播磨国風土記1300年祭事業を盛り上げる自主活動を行う市民団体に対して、経費の一部を助成することで、市民との協働によるまちづくりを推進し、加西市の魅力づくりやPR活動、地域活性化を目的とする。

### (助成対象主体)

第2条 助成の対象となる実施主体は、市内に住所を有する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会、老人会又は子ども会等の地域住民を主体とした団体
- (2) 公益を目的とする団体又はNPO法人
- (3) 社会貢献活動等を目的とする団体
- (4) 文化活動等の同好者・愛好者団体
- (5) その他、播磨国風土記1300年祭実行委員会委員長（以下「実行委員長」という。）が認める団体

### (助成対象事業)

第3条 助成の対象とする事業は、播磨国風土記1300年祭事業を盛り上げるために、加西市内で実施される参加型事業で、次のいずれかに該当する事業で、実行委員長が適当と認める事業とする。

- (1) 歴史、伝統文化を再発見し、啓発する事業
- (2) 子どもたちの郷土学習に寄与する事業
- (3) 風土記ゆかりの地を広くPRする事業
- (4) 加西市の魅力を発信し、観光客の誘客を図る事業
- (5) 新たな加西市の文化・魅力・特産物を創造する事業
- (6) 未来に向け、新しい芸術文化を萌芽させる事業
- (7) 国際交流の促進に寄与する事業
- (8) その他、実行委員長が目的達成のために必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成の対象外とする。

- (1) 営利・政治・宗教を目的とした事業
- (2) 暴力団員や暴力団組織の関与する事業
- (3) 他の助成等を受けている事業

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成対象経費及び助成額は、対象事業を実施するために必要な経費であって、別表1に掲げるものについて、予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、事業実施の30日前までに、加西市播磨国風土記1300年祭地域活動支援事業助成申請書（様式第1号）を実行委員長に提出しなければならない。

(助成の交付決定)

第6条 実行委員長は、前条の規定により、申請者の提出があったときは、事業内容を審査のうえ、助成金交付の可否を決定するものとする。

2 実行委員長は、必要に応じ、前項の決定に必要な書類の提出を助成申請者に求めることができる。

(決定の通知)

第7条 実行委員長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及び交付に必要な条件を付して、加西市播磨国風土記1300年祭地域活動支援事業助成交付決定通知書（様式第2号）により、助成申請者に通知するものとする。

2 実行委員長は、前条第1項の規定により助成金を交付しないことと決定したときは、その旨の理由を付して、加西市播磨国風土記1300年祭地域活動支援事業助成不交付決定通知書（様式第3号）により、助成申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び実績報告)

第8条 助成金の交付決定通知書を受けたもの（以下「助成事業者」という。）は、事業が完了した日から30日以内、且つ事業の属する会計年度の3月末までに、加西市播磨国風土記1300年祭地域活動支援事業助成金請求書（様式第4号）及び加西市播磨国風土記1300年祭地域活動支援事業変更申請及び実績報告書（様式第5号）を実行委員長に提出するものとする。

(1) 活動状況が分かる写真及び効果を示す資料（チラシ、記事等）

(2) 領収書の写し

(3) その他実行委員長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 実行委員長は前条の規定による報告を受け、変更申請があったときは、これを審査のうえ、助成金の額の確定を行い、加西市播磨国風土記1300年祭地域活動支援事

業助成金額の変更申請に伴う交付決定通知書（様式第6号）により、その旨を通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 実行委員長は、前条の助成金額確定通知後、速やかに助成金を交付する。

（助成金の取消し等）

第11条 実行委員長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）虚偽の申請又は不正行為により助成金の交付を受けたとき。

（2）交付決定に付された条件に違反したとき。

（3）前2号のほか実行委員長が特に取消すことが相当と認めるとき。

2 前項の規定により、交付決定を取り消し、または既に交付した支援金の全部もしくは一部を返還させるときは、加西市播磨国風土記1300年祭地域活動支援事業助成金交付決定（一部）取消通知書（様式第7号）により行う。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

	事業の種類	助成額及び助成限度額
1	実施主体が行っている既存の事業に第3条第1項に規定する助成対象事業を合わせた事業を実施した場合	実施主体が行っている既存の事業以外の経費で、新たに第3条第1項に規定する助成対象事業を行うことに必要な経費の総額と3万円のうち、少ない額
2	実施主体が行っている既存の事業に第3条第1項に規定する助成対象事業を合わせた事業で、かつ市外から広く誘客が図れると委員長が認めた場合	実施主体が行っている既存の事業以外の経費で、新たに第3条第1項に規定する助成対象事業を行うことに必要な経費の総額と5万円のうち、少ない額
3	実施主体の持っているノウハウや人材を活用して、第3条第1項に規定する助成対象事業を新規で企画、実施した場合	助成対象経費の総額と10万円のうち、少ない額
4	実施主体の持っているノウハウや人材を活用して、第3条第1項に規定する助成対象事業を新規で企画、実施した場合で、かつ市外から広く誘客が図れると委員長が認めた場合	助成対象経費の総額と15万円のうち、少ない額
助成対象経費		
	科目	内容
	報償費	1名につき上限5万円まで ただし助成事業者の構成員に対する報酬は除く
	旅費	ただし助成事業者の構成員に対する旅費は除く
	需用費	消耗品 印刷製本費 光熱水費
	役務費	通信運搬費 保険
	使用料	会場使用料 リース料
	飲食費	ただし助成事業者の構成員に対する飲食費は除く
	その他	その他委員長が認めたもの